

■承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【法改正の趣旨】

国民健康保険税に係る課税限度額を引上げ、歳入の確保に努めるとともに、国民健康保険税軽減対象世帯のうち、5割及び2割軽減措置の対象世帯の拡充を図る。

【主な条例改正の内容】 令和2年度分の国民健康保険税から適用

（1）課税限度額(上限額)の引上げ

国民健康保険税の限度額を次の表のとおり引き上げました。

	令和元年度	令和2年度(改正後)
基礎課税分（医療分）	<u>610,000</u> 円	<u>630,000</u> 円
後期高齢者支援金分	190,000 円	190,000 円
介護保険分	<u>160,000</u> 円	<u>170,000</u> 円
合 計	<u>960,000</u> 円	<u>990,000</u> 円

（2）5割・2割軽減対象世帯の基準額の改定

5割・2割軽減対象世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり引き上げました。

区分	乗すべき金額	
	令和元年度	令和2年度（改正後）
5割軽減	<u>280,000</u> 円	<u>285,000</u> 円
2割軽減	<u>510,000</u> 円	<u>520,000</u> 円

【判定基準額】

5割軽減 = 330,000 円 + (285,000 円 × 被保険者数)

2割軽減 = 330,000 円 + (520,000 円 × 被保険者数)

【改正による被保険者への影響】**(1) 1人世帯で課税限度額となる所得（40～64 歳の場合）**

課税限度額の引上げにより、令和2年度においては1人世帯で所得約790万円以上の世帯が課税限度額99万円の対象となります。

（令和元年度／1人世帯で課税限度額96万円となった所得約760万円）

区分	所得割	均等割額	平等割額	最高限度額
医療分	7.9%	16,000 円	19,800 円	630,000 円
後期高齢者支援分	3.4%	6,400 円	7,000 円	190,000 円
介護分(40～64 歳)	2.7%	8,000 円	5,000 円	170,000 円

(2) 軽減対象となる所得

低所得層の世帯（下記の表による軽減対象所得を超えない世帯）については、軽減措置の拡充により国保税の負担減となる世帯が増加します。

※5割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	令和元年度	令和2年度(改正後)
1 人	610,000 円	615,000 円
2 人	890,000 円	900,000 円
3 人	1,170,000 円	1,185,000 円
4 人	1,450,000 円	1,470,000 円
5 人	1,730,000 円	1,755,000 円

※2割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	令和元年度	令和2年度(改正後)
1 人	840,000 円	850,000 円
2 人	1,350,000 円	1,370,000 円
3 人	1,860,000 円	1,890,000 円
4 人	2,370,000 円	2,410,000 円
5 人	2,880,000 円	2,930,000 円

【施行期日】

令和2年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

承認第1号に同じ